

社会福祉法人大磯町社会福祉協議会役員及び
各種委員会委員等の費用弁償に関する規程

昭和 59 年 5 月 1 日
磯社協規程第 6 号

第1条 この規程は、社会福祉法人大磯町社会福祉協議会の役員に対する実費弁償に関し必要な事項を定める。

第2条 役員 of 構成員が職務のため町外に出張した時は、旅費実費及び日当を支給する。

第3条 この規程に定めるもののほか、実費弁償に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和 59 年 4 月 2 日から施行する。

社会福祉法人大磯町社会福祉協議会会長の報酬に関する規程

平成 16 年 2 月 3 日
磯社規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大磯町社会福祉協議会会長に支給する報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 会長の報酬の額は、予算の範囲内で会長がその都度定める。

(委任)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。